主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡村渥子の上告趣意のうち憲法一四条違反を主張する点は、他の共犯者が 起訴されず、あるいは軽く処罰され、被告人だけが重く処罰されたとしても憲法一 四条に違反するものではないことは当裁判所大法廷判決(昭和二三年(れ)第四三 五号同年一〇月六日宣告、刑集二巻一一号一二七五頁)の趣旨に徴して明らかであ るから、所論は理由がなく、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条 の上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和四三年六月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	松	本	正	太 隹
裁判官	飯	村	義	美